

広瀬川

仙台中央法律事務所ニュース (高橋樹石氏書)

発行

仙台中央法律事務所

〒980-0803

仙台市青葉区国分町一丁目3番20号
肴町ビル2階

電話 (022) 227-2291(代)

FAX (022) 227-2294

<http://www.s-chuho.com/>



撮影 加藤 久良

かじか

多くの子供たちに夢を与え続けている「ドラえもん」誕生から四〇余年になる。二一世紀は素晴らしい時代になると、子供の頃は皆無邪気に信じていた▼ドラえもんと言えば、「夢の道具」が売り物だ。いくつかは形を変えて現実のものとなっている。例えば全世界の情報にアクセスできるインターネットは「どこでもドア」に近いし、「セルフ将棋」はほぼ現実化しプロ騎士より強い。多くの書類を電子化して保存できる外付けハードディスクはさしずめ「四次元ポケット」か▼ドラえもんは「原子力」をエネルギーにしている(と原作には書いてある)。このことは、意図的に無視されているのではない。原子力に対する無邪気な信仰は粉微塵に碎かれたはずだが、わずか五年で人々の頭からは抜け落ちているように思われる▼原発稼働をめぐる最近の司法判断は分かれているが、廃棄物問題を考えれば、原発を維持することはできない。最終処分場を水源地に作ることは許されない。無尽蔵にものを収容できる「四次元ポケット」は、現実には存在しないから、核廃棄物を生み出し続けることはできない。私たちは、生存か、かりそめの便利さか、どのような生活を選択するのか迫られているのである。

戦争法の廃止を求める 統一署名のお願い

弁護士 青木正芳

日本国憲法の前文と第九条は、国の戦争する権利を放棄し、「戦争ができない国」として国際社会において名誉ある地位を占めたいと宣言し、今日までの七〇年間「戦争をしない国」として、一人の戦死者を出すこともなく、一人の他国の人を殺戮することもない国として、信頼を築きあげてきました。

憲法九十九条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と定めています。

ところが、安倍首相は、二〇一四年七月一日、「憲法九条を持つ日本は集団的自衛権を行使できない」という戦後長らく認められてきたコンセンサスを「行使できる」というふうに一八〇度転換させる閣議決定を行い、歴代自民党政権も「できない」としてきたことを「解釈改憲」で強引に「できる」としてしまったのです。



そして、こともあろうに二〇一五年四月二九日には、米国に出かけていって、上下院合同会議に出席し、「安保法制はこの夏までに成就させます」と約束する演説を行ったのです。未だ法案を国会に提出もしない内に。

そして、また、原発企業や武器製造企業の関係者を帯同して、外国を訪問し、これらの輸出について促進する発言をしてきました。

この安倍政権の行為は、前記憲法九十九条の義務違反であることは明らかであり、国会無視の、立憲主義に違反する暴挙であるとして、多くの方々から集中的に批判され、多くの市民、特に、今までは発言・行動をしなかった方々からの多くの批判の発言・行動を生み出したことは、報道されたとおりです。

憲法学者の殆ど全員といっている位の方々の違憲と批判する発言が生まれました。裁判官を退いた方々の発言もありました。最高裁の裁判官を退いた方、そして、元最高裁判所長官の山口さんも、憲法を守れと、発言されるにいたりました。

しかし、安倍政権は、物言わぬ多数の自民党議員の数をいいことに、戦争法を強行成立させ、これら暴挙を反省しようとはしていません。加えて、これら暴挙の批判の言動の報

道を抑圧する対応もしているのです。

近隣諸国との紛争を予防・防止するためには、軍備が必要だとして安倍政権は、防衛費を毎年増額してきました。

しかし、武器で戦争を根絶させることができないことは、先きの大戦で明らかにされており、先きの大戦で明らかになっております。

人と人との信頼を築いて行くことが外交の最大の課題であり、その信頼の絆が平和への最良の手段です。武力の行使は殺戮と憎悪の連鎖を生み出すだけです。ただそれであることは明らかです。

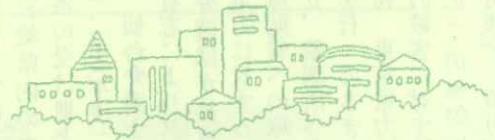
今こそ、多才面の多くの人々の発言・行動に示された声を大きくまとめ、戦争法の廃止を求める二〇〇〇万人署名を国会に届け、戦争法を廃止し、「戦争をしない国・日本」を近隣諸国、国際社会に明確に宣言し、平和外交の推進を求めたいと思います。

この署名運動に多くの方々のご賛同をお願いいたします。

ご賛同いただける方へ
同封しました署名用紙にご署名のうえ、返信用封筒にてご送付下さい。

弁護士より

ひとこと



弁護士
青木 正芳

今、止まってる想う

弁護士活動五五年目に
入りました。

夢中になって走ってき
たという思いです。

マラソンランナーには
走路の周辺の美しい景色
が目に入らないと言われ
ています。

相談者の目を見て、紛
争の背景にもしっかりと
目を凝らして適切な処理
をしてきたのだろうかとも
思い直しております。

社会環境、労働環境、
家庭環境にも大きな変化
があり、それぞれの紛争
についても、これまでの
理解では対応できないこ
とも生まれてきていま
す。

若い弁護士と一緒に学
びながら、人と人との関
係の基本を見すえ、これ
からも時代の変化に適切
に対応した紛争解決のた
めの仕事を続けていきたく
と思っています。

そして、平和が最も大
切です。それを失うこと
のないように皆さんと一
緒に、戦争法廃止の運動
にも、取組んでいきたい
と考えています。

婆のこと



弁護士
高橋 治

明治四一年生まれの父
は、桃生郡鹿又村の男ば
かりの八人兄弟の六男で
あった。

軍都旭川へ出稼に出て
いた祖父の弟のところに
養子に出された。小学校
二年の時である。

家業を継いだ本家の伯
父以外は近在の農家に婿
養子にやられたり、台湾
巡査として渡台したりし
ていた。その兄を頼って
父も渡台、その地で敗戦
まで教師をつとめた。



弁護士
小関 眞

特養ホームについて

今年九三歳になった父
親が昨年五月に特養老人
ホームに入所できまし
た。視力と聴力が衰えた
父親介護をどうするか悩

金のかからない師範学
校に入れてもらったもの
の、一度鹿又に帰したら
戻って来ないと思はれ、
師範卒業まで一度も鹿又
に帰してもらえなかつ
た。

私は大学入試をしくじ
り、一年間北海道で代用
教員をした。

大学に入った年、本家
の囲炉裏端で祖母と二人
きりになったことがあつ
た。

婆さんは味噌をぬった
握焼飯を炉端で焼きなが
ら、一泊、折角先生になつ
たのに何だつてやめてき
た、馬鹿なことと私を
叱った。

鉄槌（おはぐろ）をや
めることのなかった婆さ
んだった。

んでいたところでしたの
で助かりました。これか
ら介護が必要な高齢者は
益々増えていくはずで
すが、特養老人ホームが極
端に不足しています。「自
分の親が入所できて感謝
している。」という家族
ばかりで、入所できない
方々が多いことがうかが
えます。特養ホームや保
育所の設置にお金を使っ
てもらいたいものです。

市井の方々の 権利擁護のために



弁護士
阿部 潔

最近の社会を覆う閉塞
感はすさまじいものがあ
ります。数年前から、非
正規労働者についての貧
困問題、正規労働者につ
いての過重労働・過労死
問題の深刻さは変わって
いないように思います。
昨今話題の保育園問題に



弁護士
野呂 圭

ひとつひとつ誠実に

四月から仙台弁護士会
副会長に就任しました
（任期一年）。憲法問題、
人権問題、司法基盤の問
題など課題は山積してい
ますが、基本的人権の擁
護と社会正義の実現とい
う弁護士の使命を肝に銘
じて各課題に取り組んで
いきます。

ついても、見聞きすると
ころ、母親「も」正規で
勤務でなければ入れない
ような現状があるよう
です。

このところ深刻な労働
事件が増えてきた印象で
す。私自身、労働事件に
携わる機会が増え、今年
に入っても過労事件での
民事事件で仙台高裁で逆
転勝訴したり、出勤停止
の懲戒処分が無効を確認
する勝訴判決を得まし
た。これからも市井の
方々の権利擁護に努力し
たいと思います。

私が代表を務めている
仙台市民オンブズマンで
は、宮城県議会議員長の政
務活動費について追及す
るとともに、政務活動費
の支出内容や証拠を県議
会ホームページ上に公開
する条例改正の請願をし
ています。

その他、マイナンバー違
憲訴訟も担当しています。

仙台弁護士会では、「憲法
違反の安保法の適用・運用
に反対し、その廃止を強く
求めます。」の署名に取り組
んでいます。ご協力の程よ
ろしくお願いいたします。

生きている限り 力を尽くしたい



弁護士
守屋 克彦

取り調べの録音・録画を一部の事件で義務づける刑事司法関連法案が、今国会で成立する可能性が強い。

取り調べ中心の捜査の改善を図るために、民間人をも加えた法制審議会で、平成二三年から約三年間審議されて出来上



弁護士
原田 憲

原発被害賠償の 取り組み

東日本大震災から既に五年余り経過しましたが、東京電力福島第一原子力発電所の事故については、未だ収束の道筋すら見えない状況です。原発事故によって広範囲に放射性物質が撒き散

がった法案だが、改善はわずかな範囲に押さえられ、むしろ、他人の犯罪を明かす見返りに檢察が起訴を見送る「司法取引」の新設や、通信傍受（盗聴）の範囲の拡大など、警察・檢察の権限が強化されて、誤判や冤罪を産みやすい内容になっている。

法律家になって半世紀、ずっと、警察・檢察の権限の拡大を見つめてきた。そのような文化に、生きている限り、力を尽くしたい。

らされ、宮城県内でも甚大な被害を受けました。係る宮城県内の原発事故被害の受け皿として、二〇一二年（平成二十四年）二月、仙台弁護士会の弁護士有志により宮城原発被害弁護団が結成され、東京電力に対する直接請求、原賠審への原発ADR申立、裁判所への訴訟提起を行ってきました。当初、東京電力は宮城県内の被害に対する賠償は極めて消極的でしたが、弁護団の取り組みの中で次第に高額な賠償に



弁護士
宇部 雄介

ともに 手を取り合って

弁護士登録して以降、特に憲法問題、労働問題を中心に取り組んできました。憲法関係では、この間、各地で自民党改憲草案や戦争法の問題点について、講師を務めさせていただきました。また、労働関係では、労働組合との共闘により、あるいは弁護団結成により、さまざまな事件を闘いぬくことができました。今度の夏の参議院選挙

応じるようになってきました。先般、裁判上の和解が成立した事案においては、宮城県内の事業者の間接損害（福島県内の事業者との取引がでなくなったことなどによる被害）の事案において賠償を実現することができました。これまでの判例法理に照らせば、間接損害における賠償は、限定的な場合のみ認められる

傾向があったことを踏まえば、本件の賠償は、原発事故が広範囲に被害を及ぼす実態を踏まえた画期的なものといえます。

私たちは、原発事故被害の実態を明らかにし、被害を風化・矮小化させないため、今後も原発事故被害の賠償に重点的に取り組んでいきたいと考えております。

では、明文改憲の是非が問われるとも報じられています。市民の立場からみれば、憲法「改悪」に向けて進む流れをどう阻止するか、まさに正念場です。平和憲法なくしては、人権保障は実現されません。みなさまとともに頑張ります。

ご挨拶

以前に経験した手続きであっても運用や書式が変更されていたりすることがよくあります。

経験や記憶だけに頼らず、事務職員向けの研修会には積極的に参加して研鑽を積み、しっかりと弁護士業務をサポートしていきたいと思っております。



弁護士
染谷 昌孝

一年を振り返って

昨年一月に入所した、染谷昌孝と申します。弁護士になって今年で三年目となります。

この一年間は、労働事件や家事事件、刑事事件等に取り組みました。特に印象深かったのは、ブラックバイトの事

案で、依頼者の大学生は、賃金が支払われなくなっただけでなく、赤字補填の名目で、勤務先のお店に金銭の支払いを強要されていた。ブラックバイト事案では全国初と思われる労働審判を申し立てたところ、早期に和解でき、依頼者にとって良い結果が得られました。

今後も、基本的人権の擁護・社会正義の実現に向けて最大限努力いたしますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

法律相談のご案内

当事務所では随時法律相談を受け付けております。何かお困りのことがありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

法テラスの震災法律相談（東日本大震災時に法律で定める被災地に住居があった個人の方が利用可能な無料相談、同一案件につき3回まで利用可能、刑事事件・法人は対象外）も受け付けております。

ご相談を希望される場合には、お電話又はホームページのメールフォームからお申し込み下さい。

■ 相談料 30分 5,000円(税込)

■ 連絡先 022(227)2291

■ メールフォーム(24時間受付)

<http://www.s-chuho.com>

仙台中央法律事務所

検索